

21文情運審第1-2号

平成21年11月27日

文京区長 成澤 廣 修 様

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会  
会 長 内 山 忠 明

平成21年10月30日付21文企広第666-2号による平成21年度諮問第2号  
について、次のとおり答申します。

## 答 申

### 1 諮問事項

住民税・軽自動車税のマルチペイメント収納の実施に伴う外部結合による個人情報の提供について

### 2 審議会の結論

本件諮問に係る外部結合による個人情報の提供については妥当なものと認める。

### 3 理由

住民税等のマルチペイメント収納は、従来、区民が区や金融機関等の窓口において、平日の昼間に出向いて行うしかなかった納税について、ATM やパソコン利用など多様な納税手段を提供し、区民の利便性を高めるとともに、収納事務の合理化を図るものである。

インターネットが社会生活基盤、社会経済基盤として広く普及した今日の情報化社会にあって、かかる社会基盤を活用した利便性の高い納税制度を導入することもまた、文京区の責務である。しかし、税賦課情報という極めてプライバシー性の高い機微情報を金融機関に提供するものであることから、本件収納システムについては将来にわたって高度なセキュリティの確保と制度全般にわたる適切な運用が行われなければならない。これらの安全を確保する措置の実施と制度の区民への周知を前提として、本件外部結合による個人情報の提供について妥当なものと認める。